

令和6年度からの介護保険料

所得段階	区分	対象者	年間保険料 (基準額×保険料率)	
			6年度以降	5年度まで
第1段階	世帯全員が 市民税 非課税	●生活保護、老齢福祉年金受給者 ●前年の合計所得金額+課税年金収入額の合計が80万円以下	16,600円 (基準額×0.285)	17,460円 (基準額×0.3)
第2段階		●前年の合計所得金額+課税年金収入額の合計が80万円超、 120万円以下	28,230円 (基準額×0.485)	29,100円 (基準額×0.5)
第3段階		●前年の合計所得金額+課税年金収入額の合計が120万円超	39,870円 (基準額×0.685)	40,740円 (基準額×0.7)
第4段階	本人は市民税非課税 だが、世帯の誰かに 市民税が課税されて いる	●前年の合計所得金額+課税年金収入額の合計が80万円以下	52,380円 (基準額×0.9)	52,380円 (基準額×0.9)
第5段階		●前年の合計所得金額+課税年金収入額の合計が80万円超	58,200円 (基準額)	58,200円 (基準額)
第6段階	本人が 市民税 課税	●前年の合計所得金額が 120万円未満	69,840円 (基準額×1.2)	69,840円 (基準額×1.2)
第7段階		●前年の合計所得金額が 120万円以上、210万円未満	75,660円 (基準額×1.3)	75,660円 (基準額×1.3)
第8段階		●前年の合計所得金額が 210万円以上、320万円未満	87,300円 (基準額×1.5)	87,300円 (基準額×1.5)
第9段階		●前年の合計所得金額が 320万円以上、420万円未満	98,940円 (基準額×1.7)	98,940円 (基準額×1.7)
第10段階		●前年の合計所得金額が 420万円以上、520万円未満	110,580円 (基準額×1.9)	
第11段階		●前年の合計所得金額が 520万円以上、620万円未満	122,220円 (基準額×2.1)	
第12段階		●前年の合計所得金額が 620万円以上、720万円未満	133,860円 (基準額×2.3)	
第13段階	●前年の合計所得金額が 720万円以上	139,680円 (基準額×2.4)		

合計所得金額・・・収入金額から必要経費に相当する金額を控除した金額のことで、扶養控除や医療費控除などの所得控除をする前の金額です。第1～5段階の人は公的年金等に係る雑所得を控除した金額を用います。また、合計所得金額に給与所得が含まれている場合は、給与所得から10万円を上限に控除した金額を用います。土地売却等に係る特別控除がある場合は、合計所得金額から長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額を控除した金額を用います。

課税年金収入額・・・公的年金のうち、国民年金・厚生年金・共済年金などの課税対象となる種類の年金収入額です。障害年金・遺族年金・老齢福祉年金などは含まれません。